

墨田区水神保育園の指定管理者の指定について

1 施設の名称

墨田区水神保育園（墨田区堤通二丁目6番9-103号）

2 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

3 指定管理者とする団体

(1) 名称

社会福祉法人宝樹会

(2) 所在地

東京都墨田区東駒形四丁目4番7号

(3) 代表者氏名

理事長 中村 信雄

(4) 沿革

昭和45年 無認可保育室「ひまわりベビールーム」開設

平成22年7月 法人設立

(5) 同種事業の実績（自治体からの受託運営等）

本区での実績

平成23年4月～ 本所たから保育園

平成29年4月～ 向島ひまわり保育園

令和2年4月～ 墨田区水神保育園指定管理者

4 選定経過及び選定理由

(1) 募集内容

指定管理者の選定に当たっては、「指定管理者の指定の手續等に関する要綱」第2条第6号カに規定する公募しないこととする特別な事情に該当している。

また、現指定管理者による施設の管理運営状況を評価した結果、区が定める水準を充たしている。

以上のことから、公募によらず、現指定管理者を指名した。

指定管理者の指定の手續等に関する要綱（抄）

（公募によらない指定管理者の指定）

第2条 指定管理者の指定に当たって公募しないこととする特別な事情があると認める場合は、次に掲げる場合とする。

(6) 次に掲げる施設において現に公募（あらかじめ募集要項に明記する場合に限る。）を経て指定管理業務を行っている法人等で、当該指定期間における指定管理者事業評価の結果が区が定める水準を充たしているものを引き続き選定

する場合

カ 保育園

(2) 選定経過

墨田区指定管理者選定委員会において、主管部検討部会での審査を経た現指定管理者について、申請書類等に基づき、評価項目である①利用者サービスの向上、②効率的・効果的な施設の運営、③事業計画の遂行能力の3項目に関する審査を行った。

(3) 選定理由

審査の結果、現指定管理者は、評価項目の評価の合計点が設定した水準を超えたことから、墨田区水神保育園の設置目的を効果的・効率的に実現することが期待できるため選定した。

5 事業計画の要点

(1) 管理運営の方針

墨田区水神保育園の設置目的及び指定管理者制度の趣旨を踏まえ、以下の5つの運営方針を定めている。

- ア 保育においては、遊びの中から学びを深め、探求心、考える力、自己肯定感を育むことができる保育環境（物的、人的、空間的）の構築を図る。
- イ 保育参加、個人面談の機会を通して利用者とのコミュニケーションを積極的に図り、信頼関係を構築していく。
- ウ 計画的な地域貢献活動を積極的に行う。
- エ 将来的にも区民の財産として継続使用ができるよう大切に維持管理を行う。
- オ 設備等の法定点検に関しては、法令を遵守し必要な時期に適切に行う。

(2) 主な提案内容

ア 利用者サービスの向上に関する提案

- (ア) 児童福祉法及び墨田区保育所条例の趣旨を尊重し、常に平等利用の原則を徹底し、誰に対しても平等に接していく。
- (イ) 園だより、行事等のお知らせ、保護者アンケート等のICT化に取り組み、利用者の利便性の向上を図る。
- (ウ) 子育て勉強会（子育て及び就学に向けての意見交換を行う。）を毎月開催し、子育て等に関する不安解消を図るとともに、園から、教育等の様々な情報を発信する。

イ 効率的・効果的な施設の運営に関する提案

- (ア) 指定管理料（提案額）：167,170,000円
- (イ) 法人として区内企業を積極的に活用しており、引き続き活用する。
- (ウ) 高齢者の方と伝統的な遊びを通じた異世代交流を実施する。
- (エ) 団地のイベントや近隣保育園との交流などに積極的に参加し、協力していく。

ウ 事業計画の遂行能力に関する提案

- (ア) 保育士数は園長を含め、21人配置する（うち常勤職員19人）。保育補助（非常勤）を4人配置する。看護師（常勤）を1人配置する。園長予定者の経歴年数は44年である（園長経歴年数13年）。
- (イ) 災害時備蓄食材及び備品を確保していく。
- (ウ) 職員は上級救命救急講習を受講し、災害時の応急救護、処置などを判断して実施できるようにする。

6 現指定管理者による施設の管理運営状況

(1) 施設の利用状況・指定管理料等の推移

ア 施設の利用状況（単位：人）

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
通常保育 (4月現在)	67	66	65
延長保育	4	10	6
一時延長保育	177	174	186
緊急一時保育 (定員外)	0	0	0

イ 指定管理料等の推移（単位：円）

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
指定管理料	177,249,272	179,275,672	181,557,289	181,092,272
利用料金収入	96,000	74,200	86,200	—

(2) 施設の管理運営状況に関する評価

ア 業務運営

- (ア) SDGsの観点から、子ども服等のリサイクルコーナーを設けており、保護者が自由に子ども服等を交換できる取組を行っている。
- (イ) 保育システムの導入をはじめとしたICT化に取り組み、職場環境の効率化を進めている。
- (ウ) 一人ひとりの子どもの発達を捉え、子どもが自ら考え、自主的に活動できるように幼児の異年齢活動に力を入れている。

イ 運営体制・管理体制

- (ア) 協定書及び覚書の内容は適切に履行されており、要求水準を満たした園運営がされている。
- (イ) 公開保育を実施しており、学びを深め、議論の機会を増やすことで、保育の質の向上に努めているほか、園外研修にも職員を積極的に参加させている。

審査結果

12名の委員が評価し、その合計点により審査を行った。

評価項目 (配点)	得点
	社会福祉法人 宝樹会
1 利用者サービスの向上 (34点×12人=408点)	287点
(1) 利用者にとって平等に利用できる環境が整えられているか (6点×12人=72点)	47点
(2) 施設の設置目的を達成するための事業計画となっているか (6点×12人=72点)	46点
(3) 利用者サービスの向上につながる独自の提案があり、実現が可能か (6点×12人=72点)	58点
(4) 利用者の要望・意見等を聴くための手段と業務改善の取組があるか (8点×12人=96点)	72点
(5) 在園児の保護者や地域の子育て家庭に対する支援に取り組んでいるか (8点×12人=96点)	64点
2 効率的・効果的な施設の運営 (34点×12人=408点)	276点
(1) 施設の設置目的を踏まえた管理・運営方針となっているか (6点×12人=72点)	50点
(2) 施設の維持管理経費を節減するための積極的な取組があるか (8点×12人=96点)	55点
(3) 提案額は、事業計画を実現するための適正な額となっているか (8点×12人=96点)	58点
(4) 区民の雇用や区内企業の活用を図る取組があるか (6点×12人=72点)	59点
(5) 地域特性に合った保育の運営が期待できるか (6点×12人=72点)	54点
3 事業計画の遂行能力 (32点×12人=384点)	242点
(1) 経営状況及び財政基盤は安定しているか (6点×12人=72点)	54点
(2) 職員構成・職員数及び組織の管理・運営体制は適切か (6点×12人=72点)	40点
(3) 管理責任者及び職員の資格や経験は適切であり、職員のスキルアップに向けた取組は十分か (8点×12人=96点)	62点
(4) 個人情報保護の徹底及び積極的な情報公開を行う計画となっているか (6点×12人=72点)	40点
(5) 災害その他緊急時の危機管理体制及び苦情処理体制は明確か (6点×12人=72点)	46点
合計 (100点×12人=1,200点)	805点

墨田区水神保育園指定管理者 申請者提案概要

項目	社会福祉法人 宝樹会
1 利用者サービスの向上	
(1) 利用者にとって平等に利用できる環境が整えられているか	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法及び墨田区保育所条例の趣旨を尊重し、常に平等利用の原則を徹底し、誰に対しても平等に接していく。 ・すべての利用者への公正・公平・平等の扱いを旨とした管理運営規定を設け環境整備に努める。
(2) 施設の設置目的を達成するための事業計画となっているか	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法、墨田区保育所設置条例等の公の保育園の設置目的に該当する関係法令を遵守し、施設の効率的かつ効果的な管理運営を目指す。 ・費用対効果を重視し、公費負担を低減できるよう創意工夫のもと施設管理に務める。
(3) 利用者サービスの向上につながる独自の提案があり、実現が可能か	<ul style="list-style-type: none"> ・2時間延長保育（一時延長保育を含む。）の実施 ・紙おむつの自園処理 ・園だより、行事等のお知らせ、保護者アンケート等のICT化に取り組み、利用者の利便性の向上を図る。 ・登降園管理について、出欠の連絡を保護者のスマートフォンから入力できるようにする。
(4) 利用者の要望・意見等を聴くための手段と業務改善の取組があるか	<ul style="list-style-type: none"> ・行事後に定期的なアンケートを実施し、保護者の要望等を把握し、改善に繋げていく。 ・子育て勉強会（子育て及び就学に向けての意見交換を行う。）を毎月開催し、子育て等に関する不安解消を図るとともに、園から、教育等の様々な情報を発信する。
(5) 在園児の保護者や地域の子育て家庭に対する支援に取り組んでいるか	<ul style="list-style-type: none"> ・親子で参加できるイベント（夏祭り、ミニコンサート等）を開催する。 ・子育て安心ステーションとして、保育所体験、相談会を実施する。また、園庭及びホールの開放を行う。 ・赤ちゃん休けいスポットのポスターを作成・掲示し、公園利用の方が気軽に立ち寄れる場を提供する。
2 効率的・効果的な施設の運営	
(1) 施設の設置目的を踏まえた管理・運営方針となっているか	<ul style="list-style-type: none"> ・保育においては、遊びの中から学びを深め、探求心、考える力、自己肯定感を育むことができる保育環境（物的、人的、空間的）の構築を図る。 ・保育参加、個人面談の機会を通して利用者とのコミュニケーションを積極的に図り、信頼関係を構築していく。 ・計画的な地域貢献活動を積極的に行う。 ・将来的にも区民の財産として継続使用ができるよう大切に維持管理を行う。 ・設備等の法定点検に関しては、法令を遵守し必要な時期に適切に行う。
(2) 施設の維持管理経費を節減するための積極的な取組があるか	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の適材適所を徹底し、経験年数、年齢などバランスよく配置する。 ・契約に当たっては見積合わせ等を行い、経費の削減に努める。
(3) 提案額は、事業計画を実現するための適正な額となっているか	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理料（提案額）：167,170,000円
(4) 区民の雇用や区内企業の活用を図る取組があるか	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、正規職員の70%、非常勤職員は100%が区内在住者である。 ・法人として区内企業を積極的に活用しており、引き続き活用する。
(5) 地域特性に合った保育の運営が期待できるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の方と伝統的な遊びを通じた異世代交流を実施する。 ・団地のイベントや近隣保育園との交流などに積極的に参加し、協力していく。

項目	社会福祉法人 宝樹会
3 事業計画の遂行能力	
(1) 経営状況及び財政基盤は安定しているか	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス活動収益 令和4年度：519,938千円、令和3年度：507,441千円 ・サービス活動増減差額 令和4年度：24,484千円、令和3年度：73,134千円 ・経常増減差額 令和4年度：24,068千円、令和3年度：76,481千円 ・流動比率 令和4年度：260.4%、令和3年度：282.6% ・固定長期適合率 令和4年度：88.7%、令和3年度：88.7% ・自己資本比率 令和4年度：80.1%、令和3年度：79.5%
(2) 職員構成、職員数及び組織の管理・運営体制は適切か	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士数は園長を含め、21人配置する（うち常勤職員19人）。 ・保育補助（非常勤）を4人配置する。 ・栄養士・調理員（常勤）を4人配置する。 ・看護師（常勤）を1人配置する。 ・用務員（非常勤）を4人配置する。 <p>計 34人</p>
(3) 管理責任者及び職員の資格や経験は適切であり、職員のスキルアップに向けた取組は十分か	<ul style="list-style-type: none"> ・園長予定者の経験年数は44年である。（園長経験年数13年） ・副園長予定者の経験年数は18年である。 ・職員研修基本方針を策定している。 ・園内研修は1か月に1回、園外研修は年5回以上を基本とする。 ・研修責任者は、年間計画を基に各職員が計画したスキルアップチャレンジシートの確認、実践に向けての助言と振り返り、勤務調整等を行う。 ・園外研修を受講する場合は勤務として扱い、受講料、旅費等は園で負担する。研修報告会で報告し、園全体の学びに活かしている。 ・年2回法人全体で研修会（各園の実践報告、外部講師による講演など）を実施する。
(4) 個人情報保護の徹底及び積極的な情報公開を行う計画となっているか	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の保護に関する法律等の法令を遵守し、利用者の個人情報保護に務める。 ・情報公開条例の趣旨を尊重し、積極的な情報公開に努める。 ・ホームページにて財務諸表、園の概要、各種おたより、案内、ご意見ご要望等について公開する。
(5) 災害その他緊急時の危機管理体制及び苦情処理体制は明確か	<p>【災害その他緊急時の危機管理体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防火設備、避難経路等の安全性が確保されるよう定期的に安全点検を行う。 ・災害発生時の対応及び避難への備えとして、火災、地震、水害等の発生に備えた緊急時対応マニュアルを整備し、毎月1回以上の訓練を行う。 ・年1回、園児の引き渡しのための訓練を実施する。 ・災害時役割分担表を各室に掲示し、緊急時に対応できるようにしている。 ・災害時備蓄食材及び備品を確保していく。 ・職員は上級救命救急講習を受講し、災害時の応急救護、処置等を判断して実施できるようにする。 <p>【苦情処理体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「苦情を逃げては損をする」をモットーに園全体で取り組む。 ・苦情解決に関する仕組みについて、園のしおり、玄関に掲示、保護者会で周知説明をする。